

社団法人藤沢市観光協会

定 款

# 社団法人藤沢市観光協会定款

## 目 次

ページ

第 1 章	総 則	(第 1 条～第 4 条)・・・ 2
第 2 章	会 員	(第 5 条～第 10 条)・・・ 3
第 3 章	役員及び職員	(第 11 条～第 17 条)・・・ 4
第 4 章	顧問及び参与	(第 18 条)・・・ 5
第 5 章	総 会	(第 19 条～第 26 条)・・・ 5
第 6 章	理事会	(第 27 条～第 35 条)・・・ 7
第 7 章	専門部会	(第 36 条)・・・ 8
第 8 章	資産、事業計画等	(第 37 条～第 43 条)・・・ 8
第 9 章	定款の変更及び解散	(第 44 条～第 46 条)・・・ 10
第 10 章	雑 則	(第 47 条)・・・ 10

## 社団法人藤沢市観光協会定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人藤沢市観光協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を神奈川県藤沢市片瀬海岸二丁目20番13号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、藤沢市の観光宣伝及び観光客の誘致並びに観光客に対する情報提供を行うことにより、観光事業の健全な発展を図り、もって藤沢市の地域経済の振興及び文化の発展・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 観光宣伝及び観光客の誘致
- (2) 観光行事の開催及び助成
- (3) 観光に関する調査及び研究
- (4) 観光情報の提供及び収集
- (5) 観光地の美化
- (6) 観光資源の保護と開発
- (7) 観光案内所の運営
- (8) 地方公共団体その他公共的団体から委託される観光事業及び観光施設の管理の受託
- (9) 観光地の駐車場の管理運営、名産物の飲食及びこれに付帯する事業の経営並びに観光物品等の販売
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人又は法人その他の団体

(2) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、会長が推薦し理事会の承認を得たもの

(3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は法人その他の団体

(入 会)

第6条 正会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において定めるところにより、会費を納付しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するとき（特別会員にあっては、第1号及び第2号に該当するとき）は、総会において、正会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

(1) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(2) この法人の定款又は総会の決議を無視する行為をしたとき。

(3) 会費を引き続き2年以上納入しないとき。

2 前項の第1号及び第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員及び職員

(役員の種類)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人以上5人以内
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事(会長、副会長及び専務理事を含む。) 25人以上28人以内
- (5) 監事 2人

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。但し、総会で必要と認めるときは、正会員以外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を掌理し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を掌理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。但し、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第16条 役員は無給とする。但し、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 常勤の役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(事務局)

第17条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他職員25人以内を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

## 第4章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第18条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、この法人の運営に対して助言を与えるものとする。

## 第5章 総会

(総会の構成等)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の開催)

第20条 通常総会は、毎年3月及び5月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事が民法第59条第4号の規定により招集するとき。

(総会の招集)

第21条 総会は、前条第2項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

3 会長は、前条第2項第2号の請求があったときは、請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

(総会の権能)

第23条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(総会の定足数、議決等)

第24条 正会員は、それぞれ1個の表決権を有する。

2 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条第2項及び第3項の規定の適用については、出席した正会員とみなす。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

3 前項の議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第28条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しないこの法人の業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第29条 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の3分の1以上からの会議の目的たる事項を示して請求があつたときに開催する。

(理事会の招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第32条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第33条 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における書面表決)

第34条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した理事とみなす。

(理事会の議事録)

第35条 第26条の規定は、理事会の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と、「書面表決者及び表決委任者」とあるのは「書面表決者」と読み替えるものとする。

## 第7章 専門部会

(専門部会)

第36条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関する必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定める。

## 第8章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

- (2) 会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 事業に伴う収入
  - (5) 資産から生ずる収入
  - (6) その他の収入
- (資産の管理)

第38条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、その年度開始の日の5日前までに総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第42条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業概要報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、通常総会の開催の日の15日前までに監事に提出し、その監査を受け、その年度終了後2ヵ月以内に総会の承認を得なければならない。

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、事務所に備え付けておかななければならない。

(長期借入金)

第43条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第9章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第44条 この定款は、総会において、正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

### (解散)

第45条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

### (残余財産の処分)

第46条 解散のときに存する残余財産は、総会において、正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、この法人と類似の目的をもつ法人に寄付する。

## 第10章 雑則

### (委任)

第47条 この定款の施行について必要な事項は、会長が総会の議決を経て別に定める。

### 付 則

#### (会員に関する経過措置)

1 この定款の施行の際現に藤沢市観光協会の正会員であるものは、第6条の規定により入会したものとみなす。

#### (設立当初の役員及び任期)

2 この法人の設立当初の役員は、第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。

(設立当初の事業年度)

3 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。

(設立当初の事業計画及び収支予算)

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

この定款は、設立許可のあった日から施行する。

(第2条の一部変更)

この定款は、平成11年10月1日から施行する。

(第2条の一部変更)

この定款は、平成14年4月1日から施行する。

(第17条第2項の一部変更)

この定款は、平成15年6月2日から施行する。

(第4条第9項の一部変更)

この定款は、平成16年6月1日から施行する。

(第2条の一部変更、第11条第4項の一部変更)

この定款は、平成19年4月28日から施行する。